第６次ツキノワグマ管理計画
（案）

令和９年３月

岩　手　県

目　　次

1　計画策定の目的及び背景 1
(1)　計画策定の目的 1
(2)　計画策定の背景 1
2　管理すべき鳥獣の種類 2
3　計画の期間等 2
(1)　計画期間 2
(2)　計画の見直し 2
4　対象地域 2
5　ツキノワグマに関する現状 3
(1)　生息環境 3
(2)　地域個体群の区分 3
(3)　生息動向 4
(4)　捕獲状況 4
(5)　人身被害の状況 6
(6)　農林業被害の状況 7
(7)　被害防除の取組状況 7
(8)　モニタリング調査 9
(9)　春季捕獲 9
(10)　その他の取組状況 9
6　管理の目標 10
(1)　基本目標 10
(2)　目標を達成するための施策の基本的な考え方 10
7　管理の実施 10
(1)　ゾーニング管理 10
(2)　個体数管理 11
(3)　生息環境管理 15
(4)　被害防除対策 16
(5)　モニタリング調査 16
8　管理のために必要な事項 18
(1)　各機関・団体等の果たす役割 18
(2)　人材の確保育成 19
(3)　国及び他県との調整 19
(4)　ＮＰＯ等との連携 19
(5)　情報共有と普及啓発 20
(6)　錯誤捕獲の防止等 20
(7)　毛皮等の流通管理 20

1　計画策定の目的及び背景

(1)　計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するツキノワグマを鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第７条の２の規定に基づく第二種特定鳥獣として、個体数の増加を抑え、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、地域個体群を長期にわたり安定的に存続させることを前提として、人とツキノワグマとのすみ分けを図り、もって人とツキノワグマの軋轢の解消を目指すこと、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 14 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

(2)　計画策定の背景

ア　背景

ツキノワグマは、西アジアからヒマラヤ山脈を含むインド亜大陸北部、東南アジア北部、中国北東部、海南島、極東ロシア、韓国、台湾に分布し、国内では本州以南に生息する森林性哺乳類の最大の種である。

ツキノワグマは地域的な減少が懸念されており、環境省のレッドデータブックでは四国等５つの地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定され、九州の個体群は絶滅したと考えられている。また、国際的には、ワシントン条約の附属書Ⅰに掲載され、取引が規制されるとともに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では国際希少野生動植物種に指定され、譲渡し等が規制されている。

このような状況のなかで、本県を含む東北地方はツキノワグマの生息拠点の一つとなっており、ツキノワグマの安定的な存続を図る上で重要な地域となっている。

本県においては、昭和 62 年度から平成元年度までの３か年の間に、ツキノワグマの生息分布、生息数、その他生息実態を総合的に調査し、平成２年４月に「ニホンツキノワグマ生息実態調査報告書」としてまとめたが、この調査結果では、本県のツキノワグマの個体群は安定型であり、推定年間出産頭数と捕獲数のバランスがとれていることから、短期の間に絶滅するおそれはないものとされている。

しかしながら、ツキノワグマは年によって繁殖率が大きく変動するため、捕獲数と生息域の適切な管理を行わなければ、本県でも生息状況が悪化するおそれがある。

近年では、中山間地域の人口減少や高齢化による人間活動の低下、餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の増加等により、全国的に多くの野生動物が生息域を拡大しており、ツキノワグマにおいても、市街地出没や農林業・人身被害等が発生し、人間との軋轢が増大している。

イ　計画策定の趣旨

このような状況の中、平成 11 年 6 月に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（現在の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）が改正され、「保護管理」（Wildlife Management）という概念による特定鳥獣保護管理計画の制度が創設されたことから、個体数管理とともに生息環境の整備や被害防除対策を含む総合的な対策を推進するため、平成 15 年３月に「ツキノワグマ保護管理計画」（計画期間：平成 15～18 年度）（以下、１次計画）を策定、平成 19 年３月には「第２次ツキノワグマ保護管理計画」（計画期間：平成 19 年～24 年度）（以下、２

次計画）を策定、さらに平成 25 年３月には「第３次ツキノワグマ保護管理計画」（計画期間：平成 25～28 年度）を策定した。

なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）の施行に合わせて計画を一部変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置づけ、第３次ツキノワグマ管理計画（以下「３次計画」という。）とした。平成 29 年３月には「第４次ツキノワグマ管理計画」（計画期間：平成 29 年度～令和３年度）（以下「４次計画」という。）を策定、令和４年３月には「第５次ツキノワグマ管理計画」（令和４年度～令和８年度）（以下「５次計画」という。）を策定した。

１次計画においては、本県における第１期の計画として、県民の理解と協力の下に保護管理対策を実施するとともに、モニタリング調査等の結果に基づく「ツキノワグマの出没に関する注意報」の発表を実施、２次計画においては、生息動向調査手法の進化に伴う推定生息数の見直しや捕獲上限数の毎年度の設定を実施、３次計画においては、春季捕獲の再開や管理年次の見直しを実施、４次計画においては、推定生息数の見直しや狩猟期間の延長を実施、５次計画においては、個体数管理における個体数低減の方針や捕獲許可事務の特例処理に係る捕獲許可期間の延長を実施し、令和６年 10 月の一部改定により指定管理鳥獣捕獲等事業の推進を追加したが、クマの個体数の増加等により、人身被害・農作物被害が従前を上回る状況となっている。

以上から、適切な個体数管理を一層推進するため、「第６次ツキノワグマ管理計画」を策定する。

２　管理すべき鳥獣の種類

本県に生息する野生のツキノワグマ（*Ursus thibetanus*）とする。

３　計画の期間等

(1)　計画期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までとする。

(2)　計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。また、本計画に示す目標等に影響を及ぼす科学的知見が得られた場合には、計画を見直すこととする。

４　対象地域

県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

なお、北上山地地域個体群は、青森県及び宮城県にまたがり、北奥羽地域個体群は青森県及び秋田県にまたがるものであることから、相互の情報共有を継続し、将来的には地域個体群を共有する県と連携し広域的に管理を進めていく。

５　ツキノワグマに関する現状

(1)　生息環境

ツキノワグマの本来の生息地はブナ・ミズナラ等の広葉樹林である。本県における民有林（県有林・市町村有林含む）の広葉樹面積は、昭和 50 年度には約 449 千 ha であったのに対し、平成 25 年度は約 373 千 ha と減少したが、平成 30 年度には約 384 千 ha と近年は微増の傾向にある。

国有林の広葉樹面積は平成 13 年から 28 年まで約 178 千 ha とほとんど変化していない[1]。また、奥羽山脈及び北上山地においては、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林について、厳格な保全・管理を行う保護林や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」がそれぞれ設定されている。

また、国では木材自給率 50 %以上を目指しており、今後人工林の伐採地が増えることが予想されている。さらに、近年全国的に被害拡大が確認されているナラ枯れによるナラ類堅果の減少や開発行為等、ツキノワグマの生息地環境に大きく影響する事象もある。

一方、人とツキノワグマの緩衝域としての役割を果たしてきた里山周辺の森林は、近年は人の入り込みの減少や利用されなくなったこと等により奥山化し、ツキノワグマの良好な生息域となっている可能性がある。また、大型哺乳類の生息地となりうる耕作放棄地の面積も平成 17 年の 12,574ha から平成 22 年は 13,933ha、平成 27 年には 17,428ha と拡大傾向にあり[2]、人とツキノワグマのすみ分けがなされにくい状況となっており、中山間地の人口減少や高齢化に伴い、今後もこの傾向が続く可能性が高い。

(2)　地域個体群の区分

環境省においては、遺伝的特性、生物的特性及び山塊などの地理的要因により分けられた生物種の集団として地域個体群を区分しており、本県には、北上山地地域個体群と北奥羽地域個体群の２つのツキノワグマ地域個体群が分布している。



多くの地域個体群は複数の都府県にまたがって分布していることから、環境省では、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）令和８年度版」において、ツキノワグマの広域的な保護・管理を行う便宜のため、既存の地域個体群の分布境界をもとに、行政界、交通網、河川、山塊等を考慮して、広域的な保護・管理を行うための行政単位を「保護管理ユニット」と定めており、本県の「北上山地地域個体群」は、青森県及び宮城県

[1] 出典：森林管理局統計
[2] 出典：「農林業センサス（岩手県）」

にまたがる「北上山地保護管理ユニット」、「北奥羽地域個体群」は、青森県及び秋田県にまたがる「北奥羽保護管理ユニット」に位置付けられる。

なお、本計画において、北上山地地域個体群と北奥羽地域個体群の境界は、ツキノワグマにとって大きな移動障害になっていると考えられる馬淵川（平糠川）及び北上川とし、以東を北上山地地域個体群、以西を北奥羽地域個体群と区分する（図１）。

(3) 生息動向

ア　調査方法

生息動向に係る調査を下記により行った（表１）。

イ　生息分布

過去の生息状況調査から、全県での生息が確認されている。

ウ　推定個体数

令和６年度から２か年かけて行った大規模ヘアトラップ調査の結果、令和７年度末時点で、県内に生息する推定個体数はおよそ 5,200 頭と推計された。

５次計画開始時においては、個体数をおよそ 3,700 頭と推定していたが、本計画を策定するに当たって、推定手法の精度を高めたことにより、改めて、５次計画の個体数を推定し直すと、およそ 4,700 頭となり、個体数の増加は約 500 頭となった。

野生生物の分布や個体数は短期的にも長期的にも変動し続けるという性質を持つこと（非定常性）、野生生物の分布や個体数、生存率や繁殖率等を正確に把握することは極めて困難であること（不確実性）等も考慮に入れる必要があるが、推定個体数の増加は、近年の出没数及び被害に伴う捕獲数の増加と傾向が合致している。

なお、北上山地地域個体群は青森県及び宮城県にまたがる個体群であり、北奥羽地域個体群は青森県及び秋田県にまたがる個体群であるが、上記数値は岩手県内における個体数のみを記載している。令和８年度現在、環境省では、全国統一手法により保護管理ユニット毎の調査を実施しており、東北地方の保護管理ユニットについては、令和８年度末を目途に新たな知見が得られる見込みである。

エ　地域別の推定個体数

（ア）　北上山地地域個体群

県内個体数は、およそ 3,000 頭（95%信頼区間 2,518 頭～3,637 頭）と推定される。

（イ）　北奥羽地域個体群

県内個体数は、およそ 2,200 頭（95%信頼区間：1,947 頭～2,520 頭）と推定される。

(4) 捕獲状況

本県のツキノワグマ捕獲実績について、１次計画が施行された平成 15 年度から令和７年度までの捕獲数を整理した（表２）。

なお、交通事故等による死亡数は除外した。

ア　年間捕獲数

平成 15 年度から令和７年度までの 23 年間において、年間平均で約 362 頭（雄 226 頭、雌 121 頭、不明 12 頭）となり、全ての年度において雄が雌の捕獲数を上回っている。

個体群別でみると、北上山地地域個体群は年間平均 221 頭、北奥羽地域個体群は年間平均 141 頭となり北上山地が上回るが、平成 18 年度、平成 24 年度には北奥羽で捕獲数が増加し、逆転している。

また、捕獲数の記録が残っている昭和 53 年度以降、捕獲数はほぼ５年を周期とするクマの大量出没と同調する傾向にあったが、近年はほぼ１年おきに大量出没が起きており、その年は捕獲数が増加している（図２）。

イ　有害捕獲数

平成 15 年度から令和７年度までの 23 年間において、有害捕獲は年間平均約 290 頭となっている。

個体群別でみると、北上山地地域個体群は年間平均 165 頭、北奥羽地域個体群は年間 124 頭となり北上山地が上回るが、平成 18 年度、平成 22 年度、平成 23 年度及び平成 24 年度には北奥羽が逆転している。

令和３年度から令和７年度までの月別でみると、有害捕獲数は８月が平均 143 頭と最も多く、次いで 10 月が平均 102 頭となっている（図３）。平成 15 年から 23 年までのデータではツキノワグマの被害が出始める５月から７月と狩猟期前の 10 月から 11 月は平均５頭前後だったものが、平成 28 年度から令和２年度までのデータでは５月から７月の平均が 42 頭、令和３年度から令和７年度までのデータでは平均 71 頭と、有害捕獲が早い時期から行われる傾向があることから、ツキノワグマの里山への定着が示唆される。

また、捕獲数の記録が残っている昭和 53 年度以降、有害捕獲数の最少年は平成７年度の 14 頭であり、最多年は令和７年度の 1,151 頭となっているが、有害捕獲数は年間捕獲数と同調して変動する傾向にある。さらに、平成 12 年度以前は、狩猟捕獲数を下回る傾向にあったが、平成 13 年度以降は、逆に有害捕獲数が狩猟捕獲数を上回る状況となっており、特に大量出没年でその傾向が顕著である。

ウ　狩猟捕獲数

平成 15 年度から令和７年度までの 23 年間において、狩猟捕獲は年間平均約 63 頭となっている。平成 30 年度にツキノワグマの狩猟期間を延長して以降、年間平均は約 67 頭となっており、狩猟による捕獲数の若干の増加が認められる。

個体群別でみると、北上山地地域個体群は年間平均 47 頭、北奥羽地域個体群は年間平均 15 頭となり、北上山地が上回り、その差は有害捕獲数よりも大きい。

狩猟捕獲数は、年間捕獲数や有害捕獲数のような周期的変動は見られない。

平成 12 年度までは狩猟捕獲数が有害捕獲数を上回る状況であったが、平成 13 年度の大量出没による有害捕獲数の激増を契機に、それ以降平成 17 年度以外は常に有害捕獲が狩猟捕獲を上回る状況となっており、差も広がる傾向にある。この要因としては、１次計画が策定された平成 15 年度以降、捕獲上限数を設定し、平成 15 年度から平成 24 年度まで必要に応じ狩猟自

粛要請を実施したことのほか、捕獲数の管理年次の始期を狩猟期としたことで狩猟自粛を行わなくなった平成 25 年度以降も、狩猟捕獲数の増加が認められないことは、狩猟者登録数の減少や原発事故による野生鳥獣肉出荷制限等の影響もあるものと思われる。一方で総捕獲数は増加傾向にあり、ツキノワグマへの捕獲圧が狩猟から有害捕獲に転じていると言える。

エ　春季捕獲数

平成 25 年度から再開した春季捕獲については、八幡平市及び西和賀町の２市町で実施されていたが、令和５年度からは花巻市、北上市、奥州市、雫石町及び金ケ崎町を実施地域に追加し、捕獲数は年間平均約 15 頭となっている。

オ　指定管理捕獲数

令和６年４月の法改正により、クマ類（ツキノワグマ、ヒグマ）が指定管理鳥獣に指定されたことに伴い、令和６年度から実施している指定管理捕獲等事業による捕獲数については、地域を県内一部地域に限定して実施し、令和６年度は１頭、令和７年度は 38 頭となっている。

カ　緊急銃猟[3]捕獲数

令和７年４月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、クマ等の危険鳥獣が人の日常生活圏に出没した際に、市町村長の判断で銃猟が可能となる緊急猟制度が新たに創設された（令和７年９月施行）。

市町村による緊急銃猟の捕獲数は、令和７年度に４頭となっている。

(5)　人身被害の状況

本県におけるツキノワグマによる人身被害について、記録の残っている平成５年度から令和７年度までの 28 年間の発生状況を集計及び分析した。

ア　発生件数

人身被害は毎年発生があり、年平均 13 件 14 名、最多発生年は令和５年の 47 件、最少発生年は平成８年の５件となっている（図４）。

このうち、死亡事故は、平成 13 年度及び平成 21 年度にそれぞれ１件（各１名）、令和５年度に２件（２名）、令和６年度に１件（１名）、令和７年度に５件（５名）、令和８年度（５月時点）に３件（３名）発生しており、累計では 13 件（13 名）である。

イ　発生場所

発生場所を地域別に見ると、北上山地が 61%（299 件）、北奥羽が 39%（188 件）、環境別ではツキノワグマの本来の生息地である山間地での事故が 60%（294 件）、人里での事故が 32%（190 件）となっており、全体の割合では北上山地の山間部での発生が 40%と最も多くなっている。（図５～７）。

[3] 人の日常生活圏に危険鳥獣（クマ類及びイノシシ）が出没した際に、地域住民の安全確保の下、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲が可能となる制度のこと。

ウ　発生時の状況

発生時の状況別で見ると、山間地では、山菜採り等（キノコ採り、釣り含む）が約６割を占め、人里では、農作業中や日常生活（散歩等）での発生が多い（図８～９）。

特に、人里での発生の場合、北上山地では日常生活に加えて農作業中、北奥羽では日常生活中の発生が多くなっている（図 10～13）。

エ　発生時期

全体では５月・６月及び８月・９月にピークが認められた（図 14）。

場所別でみると、人里では８月に最多となり、山間地では北上山地は５月に、北奥羽は 10 月に大きなピークが認められた（図 15、16）。山間地の事故の発生は春季、秋季ともに人が山菜採りやキノコ採りで山林内に入る時期と重なっていると考えられる。

オ　被害者の年齢と性別

最も多いのは、60 代の男性であり次いで 70 代男性、50 代男性の順に多い（図 17）。

カ　発生時間帯

平成５年度以降のうち発生時間帯を把握できた 484 件の内訳を見ると、午前 11 時前後が最も多く、次いで 10 時前後となっている（図 18）。

また、その発生割合から、昼間の時間帯の人身被害は主に山間地で発生しており、早朝や夕方以降は人里での発生が増える傾向が認められた（図 19）。

(6)　農林業被害の状況

農業被害については、果樹、野菜、飼料作物及び養蜂等について発生しており、被害額は概ね 4,000 万円台で推移していたが、大量出没があった令和５年度は被害額が約１億円、令和７年度は約１億２千万円（速報値）となった（表３、図 20）。

林業被害については、いわゆる「クマ剥ぎ」の被害が報告されている（表４）。

(7)　被害防除の取組状況

ア　人身被害防止

（ア）情報発信

人身被害防止について、県では、ホームページや SNS、CM 等の各種広報媒体を活用し、ツキノワグマによる人身被害を防止するための日頃の心構えや入山するときの心構えを示し、住民等への周知啓発を図っている。

また、平成 18 年２月に全国に先駆け「ツキノワグマの出没に関する注意報等発表要領」を定め、同年３月にはこれまでのモニタリング調査等の研究成果を基に、ツキノワグマの出没前（冬ごもり中）に「ツキノワグマの出没に関する注意報（以下「注意報」という。」を発表し、関係機関との連携の下、人身被害の防止に努めた。

その後も、大量出没が見込まれる年（平成 26 年、平成 28 年、平成 29 年、令和元年から令和７年）には注意報を発表しているが、平成 28 年度には春先のクマの大量出没の状況等

を踏まえて６月に要領制定後初となる「ツキノワグマの出没に関する警報」を発表し、更なる注意喚起を実施した。以降、令和５年度、令和７年度及び令和８年度にも警報を発表している。

また、岩手県内のクマの出没に関する情報を投稿・共有できるアプリ「Bears（ベアーズ）」を令和８年３月にリリースし、人身被害を防止するための情報発信を強化している。

さらに、ホームページに市町村等の取組を掲載する等、意識啓発の促進に取り組んでいる。市町村においては、ツキノワグマが出没した際における防災無線や広報車等での地域住民への周知、広報誌やホームページ等による意識啓発の促進、児童等へのクマよけ鈴の配布等、それぞれの市町村で独自の取組を実施している。

（イ）環境整備

人の日常生活圏への出没防止のため、河川の刈払いや樹木伐採等、環境整備を実施したほか、人とツキノワグマのすみ分けを図るため、「岩手県ゾーニング管理指針」を作成し、指針に基づく施策を実施していく。

（ウ）出没時の緊急対応

クマの市街地等への出没に備え、県や市町村、警察、猟友会等で構成する緊急銃猟対策チームの設置や岩手県ツキノワグマ等市街地等出没時対応マニュアルの策定等、地域住民や捕獲従事者の安全確保をした上で捕獲ができる体制を構築するとともに、県内各地で市街地出没訓練の実施も進めている。

（エ）人材確保

地域の実状に応じた被害防止対策を推進するため、野生動物の生態や対策に関して専門的な知識を有する野生動物管理専門職員を配置し、被害発生時の調査や市町村・関係団体への助言等を行っているほか、野生動物管理専門員を任用し、指定管理鳥獣捕獲や市町村からの要請に応じた緊急銃猟等への支援を行っている。

（オ）市町村支援

上記の対策に加え、市町村が行う出没防止対策や緊急銃猟体制整備、人材確保等に対して、「岩手県指定管理鳥獣対策事業補助金交付要綱」に基づく市町村への財政支援を行っている。

イ　農林業被害防除

農林業被害防除については、市町村等関係機関を通じて、農業者等に対し、廃棄農畜産物や収穫残渣等の適正管理について周知徹底し、ツキノワグマを人里に誘引しないよう注意喚起を図っている。

また、平成 19 年 12 月には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が制定され、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための市町村被害防止計画に基づき、必要な財政措置や援助等が受けられることとなったことから、電気柵の設置等のほか、環境整備や捕獲体制整備等の総合的な対策が進められている※。ただし、同法律では市町村で被害防止計画を作成し、当該鳥獣の捕獲許可権限の委譲に都道府県知事が同意すれば、捕獲許可権限が委譲されることとしているが、ツキノワグマについては広域的な保護・管理の点から、被害防止計画で許可権限の委譲を求め

られた場合においても、委譲について同意しないこととしている。

※　盛岡市猪去地区において、自治会が主体となり市が調整役となることで、平成 19 年から自治会、岩手大学農学部、猟友会、市の官民学協働による緩衝帯整備、電気柵の設置及び維持管理作業を実施。取組を始めるきっかけとなった平成 18 年度はリンゴの食害が甚大であったが、平成 26 年度以降の農作物被害は軽微となっている。

(8)　モニタリング調査

ア　捕獲個体調査

捕獲個体の有効利用と管理計画へのフィードバックを目的として、平成 10 年から平成 26 年まで、捕獲個体の基礎情報の集積、繁殖状況の分析調査を実施した。

平成 10 年度から平成 23 年度の 14 年間に捕獲された個体のうち、個体情報が収集できた計 2,272 頭（北上山地地域個体群 1,432 頭、北奥羽地域個体群 840 頭）を対象として、性別、体格等の情報について集計した結果、近年捕獲される個体は、若齢小型化する傾向にあり、有害捕獲が多くなる８月から９月には、高齢で痩せた雄が多く捕獲される傾向がみられた。雌では、個体群間の体格差が見られるとともに、冬期間の体重が大幅に減少する傾向にあった。

平成 24 年度以降についても、調査を継続している。

イ　堅果類豊凶状況調査

ツキノワグマの出没予測及び注意報等発表の判断に資するため、ツキノワグマの出没と密接に関連するとされるブナ等堅果の豊凶状況について、平成 17 年度から 25 年度までシードトラップによる調査、平成 26 年度からは目視調査を実施しており、この調査結果を基に注意報を発表した（表５）。

(9)　春季捕獲

平成 25 年度から実施している春季捕獲は、捕獲と併せて痕跡調査等を行っているが、捕獲されなかった目撃個体も多数存在しており、それらについて人への警戒心を付与する効果が期待される（表６、図 21）。

(10)　その他の取組状況

ア　学習付け移動放獣

ツキノワグマの非捕殺的な侵出防止対策を確立するため、平成 10 年度から平成 12 年度にかけて、学習付け移動放獣の実験調査を行い、その被害再発防止効果を検証し、平成 13 年３月にまとめられた「ツキノワグマ保護管理対策事業報告書－移動放獣技術マニュアル－」（以下「移動放獣マニュアル」という。）に基づき、移動放獣が可能な個体については、移動放獣を実施している。

イ　GPS テレメトリー調査

生息環境管理および被害対策防除の施策検討に資する基礎的資料とするため、平成 29 年から令和２年にかけて、雫石町内の集落周辺で捕獲された 14 個体（雄６個体、雌８個体）につ

いてGPSテレメトリー調査を実施した。GPSによる位置情報から、夏季には多数の個体(92.9%)が集落付近の山地に滞在する一方で、秋季には集落付近から離散する（最大で約 40km）傾向が見られ、一部の個体（64.3%）については岩手、秋田両県の往来が確認された。

ウ　薬剤耐性菌保有状況調査

人間生活圏への依存度を示す指標とされる薬剤耐性菌の保有状況については、215検体（雄125、雌88、不明2）について実施した結果、検出率は全体の15.8%となり、調査対象個体の約1割強が人間生活圏に強く依存した個体であったことが示唆された。また、雌（11.4%）よりも雄（19.2%）で検出率が高く、捕獲された地域間で検出率に差が認められたことに加え、大量出没翌年の捕獲個体での検出がない等の結果から、出没頻度と人里近隣への定着との関連性が示唆された。

6　管理の目標

(1)　基本目標

本県における人とツキノワグマの軋轢の解消のため、以下の目標を定める。

ア　本県に生息する地域個体群を長期にわたり安定的に存続させることを前提に、県内のクマの推定生息数を低減させる

イ　人身被害の発生を低減させ、ゼロに向けて取組を推進するとともに、農業被害の発生を軽減させる

(2)　目標を達成するための施策の基本的な考え方

管理の実施に当たっては、「個体数管理」、「生息環境管理」、「被害防除対策」に総合的に取り組み、人との軋轢の状況や捕獲による地域個体群への影響をモニタリングしながら、対策の効果を検証・評価して、順応的に管理していく。特に人身被害及び農林業被害等の防止に関しては、有害捕獲のみに頼るのではなく、防除対策や生息環境整備等総合的な対策を講じることで、再発防止に努める。

なお、ツキノワグマと人との軋轢を解消するため、狩猟が果たしている役割を評価するとともに、ゾーニング（区域分け）等によるすみ分けを図り、総合的な取組への県民の理解を得られるよう積極的に普及啓発を行う。

また、科学的なモニタリングと分析を実施し、その結果をフィードバックすることにより、より効果的な施策推進に努め、必要に応じ見直しを行う。

7　管理の実施

基本的目標の達成のため、下記の施策を実施する。

(1)　ゾーニング管理

ゾーニング管理とは、野生動物の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人と動物のすみ分けを図ることを目的に地域を区分（ゾーニング）し、各ゾーンの目的の下で施策等を実施していくことで、本計画では、「排除エリア」「管理強化エリア」「緩衝地帯」「コア生息地」の４

つの区分でゾーニング管理を示す。なお、ゾーン毎の具体的な対策や役割分担等については、別に定める「岩手県ゾーニング管理指針」による。

区分	目的	定義
排除エリア	人身被害等の発生や経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む。
管理強化エリア	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するために、積極的に対策（捕獲等・生息環境管理・被害防除対策）を実施するゾーン
緩衝地帯	人間活動とクマの生息の両立	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン（※緩衝地帯の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能）。
コア生息地	クマにとって良好な生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、良好な生息環境を保全するゾーン（※コア生息地の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可能）。

(2) 個体数管理

地域個体群を単位とした生息状況等を勘案し、地域個体群の維持を目標に個体数管理を下記のとおり実施する。

４次計画策定時点である 10 年前は、第５次計画期間内に発生した大量出没年の人身被害件数に比較すると人身被害等が少なく、また、死亡につながる事故が発生していない等、人とツキノワグマとの軋轢が現状より少なかったことから、５次計画における個体数管理の目標は４次計画の期首と同数の約 3,400 頭を目安に低減することとしており、本計画期末時点においても県内の生息数を５次計画の目標と同数の約 3,400 頭（北上山地：約 2,100 頭、北奥羽：約 1,300 頭）まで低減させることとして、捕獲による個体数管理を進める。

なお、本計画に示す目標等に影響を及ぼす科学的知見が得られた場合には、目標を見直すこととする。

５次計画期末 （６次計画期首）		６次計画期末
推定生息数 約 5,200 頭 （北上山地：約 3,000 頭 北奥羽：約 2,200 頭）	⇒	推定生息数 約 3,400 頭 （北上山地：約 2,100 頭 北奥羽：約 1,300 頭）

ア　捕獲数の管理

（ア）　管理期間

捕獲数の管理は、４月１日から翌年の３月 31 日の１年間ごとに行う。

（イ） 捕獲目標数の設定

計画期末までに推定生息数を約 3,400 頭まで低減させるため、毎年度捕獲する捕獲目標数を定め、捕獲を実施する。なお、捕獲目標数は、地域個体群ごとに、捕獲上限と下限の目安（目標範囲）を設定することとし、「ツキノワグマ管理検討協議会」において、次の事項を勘案の上、毎年度設定する。

a 推定生息数
b 生息分布
c 農林業被害の発生状況
d 前年度までの捕獲数
e 餌となる堅果類の豊凶状況
f その他自然的社会的状況

また、大量出没が数年に 1 度の頻度で発生し、それに伴い捕獲数の変動が大きいことから、単年度の捕獲目標設定に加え、期末目標を見据えて複数年単位での捕獲目標数の設定について、検討協議会において検討する。なお、捕獲数が地域個体群の捕獲上限の目安に達することが予測されるとき又は達した場合であっても、捕獲自粛は要請せず、翌年度以降の捕獲を抑制する等、計画期間内の複数年で調整する。

（ウ） 捕獲数の把握

捕獲目標数の設定による個体数管理においては、捕獲数の迅速な把握と周知が必要となることから、地域個体群ごとの捕獲許可による捕獲又は狩猟による捕獲の数を常に把握する。

イ 県による捕獲許可の方針

ツキノワグマの捕獲許可については、地域個体群を長期にわたり安定的に維持することを前提とした上で、人との軋轢を軽減するため、ゾーニング管理の考え方に基づく効果的な捕獲を行う。

このため、捕獲許可に係る基本的な考え方を次のとおりとする。

（ア） 捕獲についての方針

ツキノワグマが、市街地や農地等、人の活動域である「排除エリア」及び侵入防止対策を強化する「管理強化エリア」に侵入した場合は、捕獲を原則とする（捕獲が実施できない場合、又は追払い等により被害発生防止が図られる場合は、この限りでない）。ただし、クマの生息地のうちコア生息地を除いた地域である「緩衝地帯」は原則追払い等とする（春季捕獲及び指定管理捕獲を除く）。

（イ） 区域

被害防止に必要な区域とし、原則として「排除エリア」及び「管理強化エリア」とする。

（ウ） 期間

30 日を限度とする。ただし、特例許可[4]については 1 年を限度とし、かつ年度を超えないものとする。

[4] 緊急時等の円滑な対応と許可事務手続きの簡素化を目的として、市町村ごとの配分頭数を設定し、その範囲内であらかじめ市町村からの申請を受けて行う捕獲許可のこと。

（エ） 頭数

被害防除の目的を達成するための必要な頭数とする。

（オ） 方法

銃器又は箱わなによる。

（カ） 捕獲後の処理

第 14 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によることとする(ただし､人身被害のおそれがある緊急の場合は除く)。

なお、できる限り苦痛を与えない方法とは、例示すれば次の方法がある。

① 第一種銃猟免許を受けた者による銃器の使用

② 獣医師又は麻酔研究者による麻酔薬の投与

③ 電気止め刺し器の使用（頭部（脳）への通電あるいは一次麻酔等により意識を消失させた後の使用が望ましい）

④ その他、①から③までと同等と認められる方法

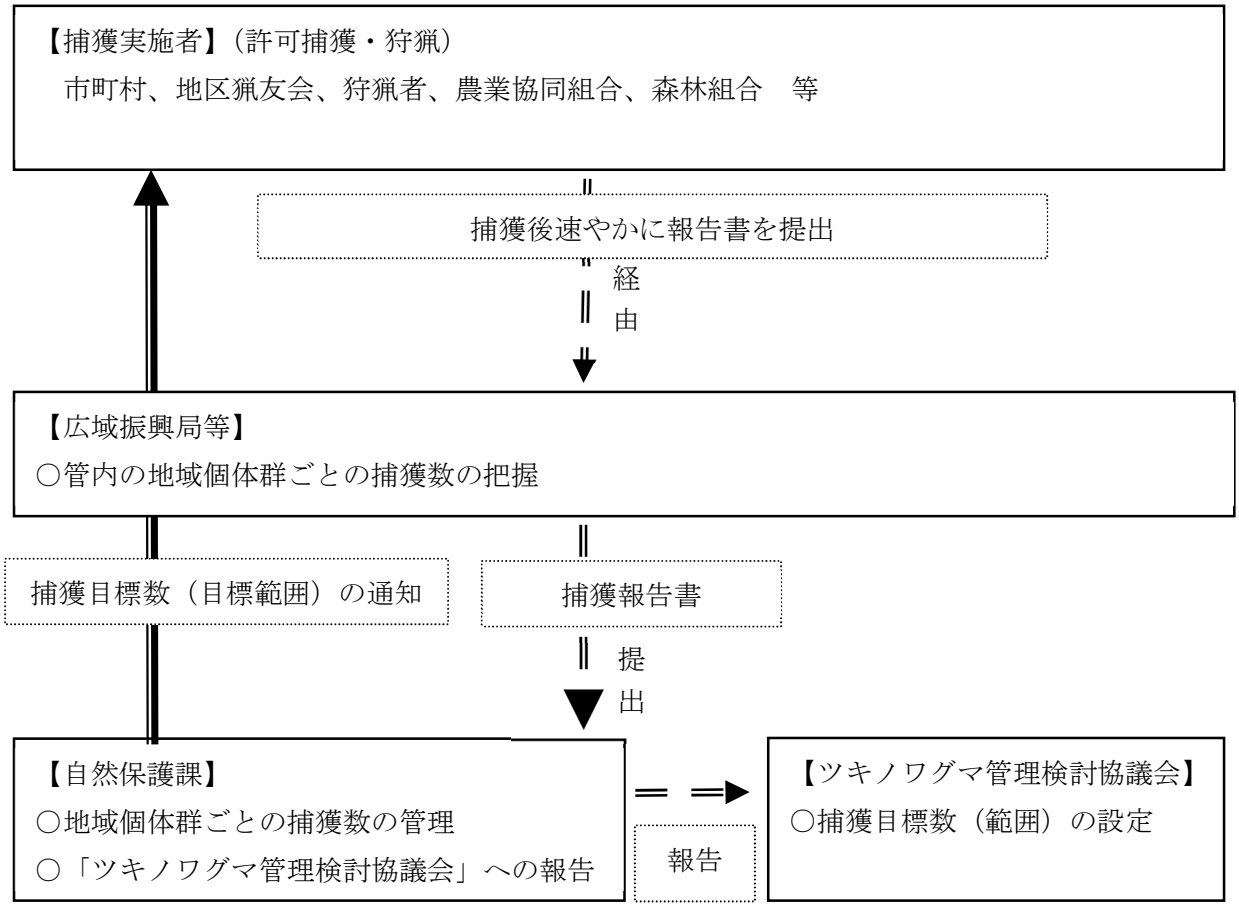


図 22　個体数管理の流れ

ウ　狩猟期間の延長

冬眠前及び冬眠明けのツキノワグマに対し、狩猟行為により人の怖さを学習させ、人里への出没等の抑制を図ることを目的に、ツキノワグマの狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。

（延長前）11 月 15 日から翌年２月 15 日まで
（延長後）11 月１日から翌年２月末日まで

エ　春季捕獲

春季における捕獲は、伝統的な猟法の存続による狩猟技術の維持、狩猟資源の持続的な利用による個体数調整、銃器による追払い効果による被害の抑制等の効果が期待できるほか、クマ捕獲技術の伝承を図ることが可能である。それらの観点から、実施地域は県内全域に拡大するが、期間を限定して春季捕獲を認めることとする。ただし、伝統的な猟法としてあらかじめ県が認めている市町村はコア生息地での捕獲を認めるが、新たに拡大する市町村については、緩衝地帯のみの捕獲とする。

また、許可をする場合には下記の条件を付す。

（ア）　穴グマ猟は禁止する。
（イ）　親子連れの捕獲は親子とも認めない。
（ウ）　捕獲隊を編成して実施し、持続的利用のため生息状況調査等を実施する。
（エ）　許可の期間は３月 15 日から５月 14 日までのうちで必要と認められる期間とする。

オ　市町村による緊急時における捕獲許可事務の特例処理（緊急銃猟を除く）

（ア）　人身に対する危害が発生した場合、又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要すると認められる場合（緊急銃猟を除く。）の捕獲許可事務については、次に掲げる項目に該当する場合に限り、「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」（平成 11 年岩手県条例第 62 号）により処理する。

a　日常生活の範囲内で人身に対する危害が発生した場合（山菜等の採取その他の行楽、測量、農林業作業その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。）
b　人家又はその敷地内に侵入している場合
c　学校、病院その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内に侵入している場合

（イ）　期間は原則として当日限りとする。ただし、必要に応じて１日単位で更新できる。
（ウ）　方法は銃器又は箱わなによる。
（エ）　市町村は、捕獲許可した事案について事後に県に報告するものとし、県は「ツキノワグマ管理検討協議会」において必要に応じ当該許可事案について報告する。

カ　放獣

排除エリア及び管理強化エリアに侵入した個体については、捕殺を原則とする。緩衝地帯について捕獲した個体については、地域住民の理解及び放獣対象地等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲できた場合、可能な範囲において放獣を選択できることとする。ただし、春季捕獲及び指定管理鳥獣捕獲についてはこの限りでない。

なお、錯誤捕獲が発生した場合、錯誤捕獲個体は原則放獣とするが、放獣の作業に伴い人身被害が発生するおそれがある場合や、放獣により地域住民へ人身被害が発生するおそれがある排除エリア及び管理強化エリアの捕獲の場合には、捕殺とする。

放獣体制の整備については、放獣適地の検討等、放獣地確保の取組を実施する。また、問題

個体を特定し、選択的に捕獲することが人間との軋轢の軽減に有効であることから、捕獲経験のある個体を判別するための個体標識や捕獲時の適切な学習付けを行う技術者の確保等について関係者間で検討する。

キ　指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

（ア）　目的

ツキノワグマの個体数の増加や生息域の拡大による市街地への出没や人身被害の増加、農林業被害の継続的な発生を踏まえ、捕獲の強化を通じた人身被害の防止及び農林業被害の軽減を目的として実施する。

（イ）　実施期間

令和９年４月１日～令和 14 年３月 31 日

（ウ）　実施区域

県内全域

（エ）　事業の目標

ツキノワグマの個体数の増加の抑制、人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図るため、有害捕獲、春季捕獲及び狩猟の実施状況を踏まえ、年度ごとに捕獲数を設定する。

（オ）　実施方法

直営又は認定事業者等に委託

（カ）　実施結果の把握並びに評価

年度ごとに、捕獲実績に基づき分析及び評価を行い、人身及び農林業被害の情報やヘアトラップ調査等によるモニタリング調査結果とあわせてツキノワグマ管理検討協議会に報告する。

（キ）　実施者

岩手県

(3)　生息環境管理

地域個体群の維持と、人とツキノワグマの「すみ分け」を図るため、良質な広葉樹林の保全や、ゾーニングに応じた環境づくりを中長期的な観点から進める。

なお、ゾーン毎の具体的な対策や役割分担等については、別に定める「岩手県ゾーニング管理指針」による。

ア　「コア生息地」における環境管理

ツキノワグマと人との軋轢を解消するためには、本来の生息域がツキノワグマにとって住みよい状態で保全されている必要がある。これらの環境を復元し、保全・維持していくため、コア生息地の環境保全や生息域の連続性を確保する取組を推進する。

イ　「緩衝地帯」「管理強化エリア」「排除エリア」における環境管理

ツキノワグマによる農業被害及び人身被害を未然に防ぐためには、人の生活圏へのツキノワグマの侵入を阻止するとともに、お互いの生活圏が近接しない環境をつくる必要がある。「コア生息地」と「管理強化エリア」の境界に位置する「緩衝地帯」としての役割を果たしてきた

里山の利用形態が衰退・変化する中、その環境を再構築するため、市町村及び地域と連携して緩衝帯の整備や誘引物の除去等の取組を推進する。

(4) 被害防除対策

人身被害及び農林業被害の発生を回避するため、優良事例を調査・分析するとともに、その事例を紹介し、情報発信を強化する。併せて、ゾーンごとに被害の発生状況や発生要因を踏まえた適切な対応に努める。

また、市町村及び関係機関の主体的な取組を促進するとともに、地区管理協議会を中心として関係機関が連携して生態及び生息動向等に関する情報を共有しながら、地域の実状に即した効果的な手法について検討し、実施する。

なお、ゾーン毎の具体的な対策や役割分担等については、別に定める「岩手県ゾーニング管理指針」による。

ア　人身被害防除

ゾーニングに応じて次のような対策を推進する。

（ア）　「コア生息地」における人身被害の回避

ツキノワグマの本来の生息地であり、基本的には入山者等の自己防衛が必要であることを踏まえ、市町村や関係機関と連携して自己防衛意識の啓発や出没情報の周知、誘引物（ゴミなど）の除去等の取組を実施する。

（イ）　「緩衝地帯」における人身被害の回避

人とツキノワグマとの不慮の遭遇等の可能性が高い地域であることを踏まえ、ツキノワグマの出没を抑止するよう誘引物の除去等や出没防止対策の推進等の対策を講じる。

（ウ）　「排除エリア」「管理強化エリア」における人身被害の回避

人間活動の活発な市街地であることを踏まえ、岩手県ツキノワグマ市街地等出没時対応マニュアルに基づき、人命の保護を第一として各関係機関の協力の下対応する。

イ　農林業被害の防除

農林業被害防除については、市町村を主体として、被害状況の把握や防除対策の実施等の対策を推進する。

ウ　注意報等による注意喚起

ツキノワグマの繁殖や人里への出没は、ブナ等の堅果類の豊凶が関係するとされ、これら堅果類の豊凶状況から大量出没を予想するほか、県内の出没情報等を基に総合的に判断し、適宜注意報等の発表による注意喚起を行う。

(5) モニタリング調査

野生動物の分布や個体数における「非定常性」や「不確実性」を踏まえ、本県ツキノワグマ個体群の科学的・計画的な管理の基礎となる生息動向、生息環境及び被害状況等を把握し、管

理計画にフィードバックするため、短期的モニタリングと中長期的モニタリングを実施する。

特に、県内全域におけるツキノワグマの個体数推定を目的としたヘアトラップ調査については、個体数管理目標の達成状況の評価に資するため、計画期間内に調査を実施する。

ただし、令和８年度以降に国が実施する全国統一的手法による個体数調査の結果等を踏まえ、調査手法の見直し等を検討する。

また、平成 23 年３月に発生した東日本大震災における福島原発事故の影響により、本県で捕獲されたクマの肉から基準値を超える放射性物質が検出され、国から平成 24 年 7 月に本県全域を対象とした出荷制限指示が出されている。これ以降、出荷制限解除のためのモニタリング検査を行っているが、令和２年度時点においても、県内の一部地域のクマ肉から基準値を超える放射性物質が検出されていることから、放射性物質の継続的な検査を行い、正しい情報の提供に努める。

ア　短期的モニタリング調査

調査項目		調査内容	調査方法
個体情報	捕獲記録	捕獲の日時・場所、個体の体重・体長・性別・年齢、子の有無、その他	捕獲報告票の収集
生息環境	堅果類の豊凶	結実状況、その他	定点調査 聞き取り
被害状況	人身被害	被害発生の日時・場所、被害者の年齢・性別、被害発生の状況、負傷の程度、対策の有無、他	人身被害報告書の収集
	農林業被害	被害発生の場所、被害の種目・面積・被害量・金額、その他	聞き取り
出没情報	目撃等の記録	クマの目撃、被害、痕跡等情報	聞き取り

イ　中長期的モニタリング調査

調査項目		調査内容	調査方法
被害防除	実施状況	被害防除実施の場所・方法・規模、その他	聞き取り
	効　　果	被害防除効果の程度、その他	
生息動向	生息状況	生息頭数調査、生息痕跡及びツキノワグマ個体の目撃場所、その他	観察調査、ヘアトラップ法による調査
その他	放射性物質汚染状況	ツキノワグマ体内における放射性物質濃度	サンプル分析

８　管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため、県民の理解や協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関、ＮＰＯ等の民間団体や大学等の密接な連携の下に各種施策の実施に取り組むことができるよう、次に基づき計画を実施する。

(1)　各機関・団体等の果たす役割

ア　県

県は効果的に管理施策を実施、推進するため、個体数管理及び人身被害防止対策については環境部局、農林業被害防除対策については農林水産部局が主体となり以下の役割を担う。

（ア）　管理計画の作成及び見直し、各種施策やモニタリングの実施、施策の評価

（イ）　野生動物の生態や対策に関して専門的な知識を有する野生動物管理専門職員による市町村等の関係機関に対する生息環境管理及び被害防除対策等への必要な指導・助言

（ウ）　管理計画の推進における国、県関係部局、市町村、隣接県及び関係機関等との調整

（エ）　地区管理協議会における各種施策の取組促進

（オ）　ツキノワグマの生態等に関する啓発

（カ）　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

（キ）　大学や研究機関等との連携並びに各種調査研究の実施

（ク）　野生鳥獣の被害防除に関する指導・助言ができる普及員の育成

イ　市町村

市町村は、管理計画に基づく施策を具体的に実施・推進するため、以下の役割を担う。

（ア）　地域住民への普及啓発

（イ）　各種被害防除対策、生息環境管理等の実施及び推進

（ウ）　地域の自治会等の取組に対する協力

（エ）　有害鳥獣捕獲・学習放獣の実施

（オ）　管理施策全般への協力

ウ　地域の自治会等

地域の自治会等は、地域の被害防止のため、集落単位等の地域全体の防除対策について検討を行い、被害を防止するための環境整備等を行う。

エ　ツキノワグマ管理検討協議会

学識経験者や関係団体等で構成するツキノワグマ管理検討協議会は、管理をより的確に実施するため、以下の役割を担う。

（ア）　管理計画の作成、評価及び見直し

（イ）　管理施策についての必要な検討及び助言

（ウ）　モニタリング結果の評価・分析等

オ　地区管理協議会

地区管理協議会は、地域における保護・管理の核となり、関係者間で出没動向等の情報共有を図りながら、被害防除の実施について協議するとともに、専門家を交えた研修会を実施する等、より効果的な被害防除を検討し、地域の取組について助言を行う。

カ　ツキノワグマによる重大事故発生時における対策会議

ツキノワグマによる人身の食害事故が発生した場合には、発生地を所管する地区管理協議会の構成員に、学識経験者や県自然保護課等を加えて対策会議を設置し、被害拡大及び再発防止の対策について関係機関で協議を行い、その対応を決定する。

キ　狩猟者団体

狩猟者団体は鳥獣の生態を熟知する者であると同時に、鳥獣の保護及び管理の担い手として、管理計画を実施するため、以下の役割を担う。

（ア）　市町村・県等の要請に基づく捕獲等の必要な措置への協力

（イ）　行政、関係団体、地域住民等に対する被害防除等についての助言

ク　狩猟者

狩猟者は銃器による捕獲や追払い行為により、人の怖さを学習させる効果が期待できること、また、個体数管理に大きな役割を果たしていることから、以下の役割を担う。

（ア）　銃器による狩猟の実施

（イ）　モニタリングのため、捕獲個体の情報及び検体の提供又は収集協力

⑵　人材の確保育成

管理施策を適切に推進するためには、専門的な知識や技術等を有する人材が適所に配置されることが求められていることから、関係機関の連携や研修機会の確保等により、有害捕獲等を適正に指導し、被害防除対策の普及等を行うことができる人材の育成及び確保に努める。

また、狩猟者は狩猟及び有害捕獲の重要な担い手となっているが、高齢化等による減少が懸念されることから、講習会及び狩猟免許試験等を適切に実施し、狩猟者の育成・確保に組織的に取り組む。

⑶　国及び他県との調整

本県に分布する地域個体群は隣県にまたがっているため、国及び各県と情報を共有し、協議を行いながら、整合性の取れた管理を実施する。

⑷　ＮＰＯ等との連携

ツキノワグマの学習付け移動放獣や、生息状況の調査や生息環境整備等については、行政のみの取組では限界があることから、ＮＰＯ等の民間団体や大学等と積極的に連携し、パートナーシップの構築を進める。

(5) 情報共有と普及啓発

管理計画の主旨及び内容については、広く県民へ周知するため広報等を実施するほか、学校や公民館等との連携を図り、学校教育や生涯学習を通して、ツキノワグマの生態やツキノワグマとの適正な関わり方等についての啓発に努める。

また、モニタリング等の調査結果については捕獲従事者にフィードバックを行うほか、広く県民に情報公開することで管理に対する啓発に努める。

人身被害及び農林業被害防止対策については、各種媒体を利用して、県民に広く周知啓発を行う。

(6) 錯誤捕獲の防止等

ニホンジカやイノシシを捕獲するためのわなをツキノワグマの生息地域に設置する場合は、見回りを定期的に行い、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、必要に応じてわなの設置場所を変更するとともに、くくりわなの直径の規制（12cm 以下）の遵守や、クマ用の脱出口を設けた箱わなの使用、クマを誘引しにくい餌にする等、錯誤捕獲の防止に努める。

また、錯誤捕獲が発生した際に備え、民間事業者等と連携し、迅速かつ安全な放獣体制の整備を進める。なお、放獣の作業に伴い人身被害が発生するおそれがある場合には、緊急的に捕殺を実施する体制を併せて整備する。

さらに、市町村や狩猟者から捕獲報告票により錯誤捕獲に関する情報を収集・分析し、錯誤捕獲防止のための注意喚起等を行う。

(7) 毛皮等の流通管理

ツキノワグマは「絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律」において国際希少野生動植物に指定されており、原則として、輸出入及び国内における譲渡し等が規制されることとなるが、適法に捕獲されたクマ類については、譲渡し等の規制の適用除外とされている。

しかしながら、輸入された個体の譲渡し等の規制の実効性を高めるためには、国内で適法に捕獲されたクマ類についても、適正な流通の管理を図る必要があることから、捕獲個体の毛皮等を製品化して利用する者から製品化登録申請があった場合、申請者に対し目印票（製品タッグ）を交付し、製品への装着を指導する。

第６次ツキノワグマ管理計画（案）
（資料編）

令和９年３月

岩　手　県

表 1　生息動向調査

	２次計画（H19.4～H25.3）	３次計画（H25.4～H29.3）	４次計画（H29.4～R4.3）	５次計画（R4.4～R8.3）
調査区画単位	任意メッシュ ※都市部等を除いた県域について、稜線や沢筋等により区分したもの １区画面積：約 600ha 総区画数：1,902 区画 調査対象区画数：1,902 区画	20 万分の１メッシュ ※岩手県鳥獣保護区等位置図と同じ。都市部等を含む。 １区画面積：約 2,484ha 総区画数　　：770 区画 調査対象区画数：409 区画	20 万分の１メッシュ ※岩手県鳥獣保護区等位置図と同じ。都市部等を含む。 １区画面積：約 2,484ha 総区画数　　：770 区画 調査対象区画数：409 区画	20 万分の１メッシュ ※岩手県鳥獣保護区等位置図と同じ。都市部等を含む。 １区画面積：約 2,484ha 総区画数　　：770 区画 調査対象区画数：409 区画
調査方法（実施時期）	(a) 生息分布調査(H18) 対象：全県 内容：H14～H17 の捕獲位置、目撃位置及び聞取り情報等の集積 (b) 生息頭数調査(H18.4～6) 対象：(a)における生息域 内容：観察及び痕跡等の確認	(a) 生息分布調査(H22) 対象：全県 内容:H18.4～H22.3 の捕獲位置、目撃位置及び聞取り情報等の集積 (b) 観察調査(H22) 対象：(c)①実施区域 内容：観察及び痕跡等の確認 (c) 生息頭数調査(H21～H28) ① H21～H24 対象：全県 内容：全県総区画(770 区画)における調査可能区画(409区画)の約 15%(62 区画)における大規模ヘアトラップ（※１）による個体識別調査 実施時期： 北奥羽：H21	(a) 生息頭数調査(H29～R3) ① H30～R2 対象：全県 内容:全県総区画(770区画)における調査可能区画(409 区画)の約 12%(50 区画)における大規模ヘアトラップによる個体識別調査 実施時期： 北奥羽：H30 北上山地（南部）：R1 北上山地（北部）：R2 ② H29～R3 対象：花巻市、遠野市 内容：小規模ヘアトラップによる生息密度調査	(a) 生息頭数調査(R4～R7) ① R6～R7 対象：全県 内容：全県総区画(770 区画)における調査可能区画(409区画)の約15%(62区画)における大規模ヘアトラップによる個体識別調査 実施時期： 北奥羽：R6 北上山地：R7 ② R4～R7 対象：花巻市、遠野市 内容：小規模ヘアトラップによる生息密度調査

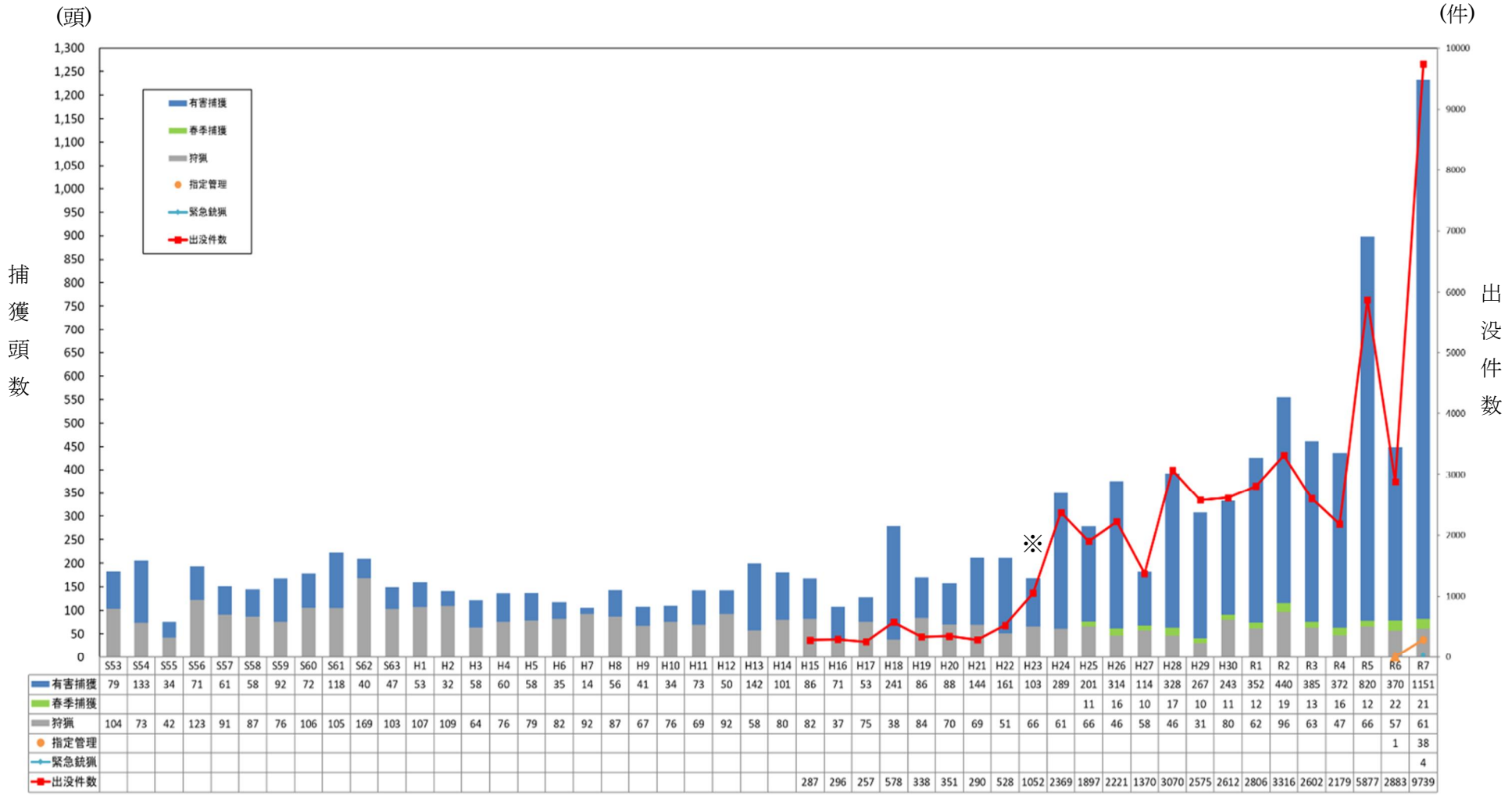
		北上山地（北部）：H22 北上山地（南部）：H24 ② H25～H28 対象：花巻市、遠野市 内容:小規模ヘアトラップによる生息密度調査		
個体数推計方法	上記(a)(b)結果及びH16年度内に県内の一部地域で実施したヘアトラップ調査をもとにした統計処理	上記(c)①大規模ヘアトラップ調査をもとにした空間明示型再捕獲モデルによるシミュレーション	上記(a)①大規模ヘアトラップ調査をもとにした空間明示型再捕獲モデルによるシミュレーション	上記(a)①大規模ヘアトラップ調査をもとにした空間明示型再捕獲モデルによるシミュレーション
推定結果	約1,720頭 （北上：約1,270頭、北奥羽：約450頭）	約3,400頭 （北上山地：約2,100頭 北奥羽：約1,300頭）	約3,700頭（※２） （北上山地：約2,000頭 北奥羽：約1,700頭）	約5,200頭 （北上山地：約3,000頭 北奥羽：約2,200頭）

※１　ヘアトラップ調査について
有刺鉄線を利用したトラップでクマの体毛を回収し個体判別をすることで、クマ類の個体数を推定する方法。3年間でトラップを県内のクマ生息地をカバーするように設置し、１トラップ当たり3～4回の体毛の回収を行う。
シミュレーションは空間明示型再捕獲モデルを用いる。トラップの利用状況から推定された個体の行動範囲から、個体数や分布のパラメータを探索的に変化させ、得られたデータと最も当てはまりの良いパラメータを採用することで、個体数の推定を行う。また、シミュレーションに当たっては、行動範囲の雌雄差、季節による体毛の回収率の変化等も考慮し、より当てはまりの良いモデルを採用している。
詳細は「クマ類の個体数推定法の開発に関する研究」（http://www.bear-project.org/）を参照。
※２　５次計画期末（本計画期首）の個体数を推定するに当たって、推定方法の精度の向上を図った。前計画との個体数の比較を行うため、４次計画期中に実施した生息動向調査結果を基に、改めて４次計画期末（５次計画期首）の生息数を推定し直した結果、約4,700頭（北上山地：約2,500頭、北奥羽：約2,200頭）となり、本計画期首における推定個体数は、前計画期首より約500頭の増加となった。

表 2　年度別捕獲数

捕獲区分	個体群名	性別	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
春季	北奥羽	雄											7	9	6	13	5	8	7	14	10	11	5	11	10	116
		雌											4	7	4	4	5	3	5	5	3	5	7	11	10	73
		不明											0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
		計											11	16	10	17	10	11	12	19	13	16	12	22	21	190
有害	北上山地	雄	43	17	26	64	36	41	62	55	32	98	103	121	54	125	106	110	155	169	162	143	291	180	342	2,535
		雌	18	22	16	39	17	12	27	21	9	29	29	46	24	52	44	54	48	90	64	64	141	81	242	1,189
		不明	0	0	0	2	0	0	4	1	0	0	10	2	3	2	3	2	2	9	4	9	17	4	8	82
		計	61	39	42	105	53	53	93	77	41	127	142	169	81	179	153	166	205	268	230	216	449	265	592	3,806
	北奥羽	雄	16	23	9	77	20	22	31	49	41	90	43	84	16	103	72	53	93	122	102	87	220	75	305	1,753
		雌	6	9	2	42	11	11	10	30	10	50	13	40	13	44	38	17	39	47	49	40	131	29	231	912
		不明	3	0	0	17	2	2	10	5	11	22	3	21	4	2	4	7	15	3	4	13	20	1	23	192
		計	25	32	11	136	33	35	51	84	62	162	59	145	33	149	114	77	147	172	155	140	371	105	559	2,857
	計	雄	59	40	35	141	56	63	93	104	73	188	146	205	70	228	178	163	248	291	264	230	511	255	647	4,288
		雌	24	31	18	81	28	23	37	51	19	79	42	86	37	96	82	71	87	137	113	104	272	110	473	2,101
		不明	3	0	0	19	2	2	14	6	11	22	13	23	7	4	7	9	17	12	8	22	37	5	31	274
	小計		86	71	53	241	86	88	144	161	103	289	201	314	114	328	267	243	352	440	385	356	820	370	1,151	6,663
狩猟	北上山地	雄	33	20	33	15	43	29	33	19	36	19	24	14	24	27	25	35	20	45	19	16	19	20	17	585
		雌	13	9	18	13	23	19	20	11	15	22	14	11	11	9	17	27	20	40	33	21	27	23	36	452
		不明	17	0	0	2	1	0	0	0	0	2	4	3	1	0	5	0	6	1	3	1	2	0	1	49
		計	63	29	51	30	67	48	53	30	51	43	42	28	36	36	47	62	46	86	55	38	48	43	54	1,086
	北奥羽	雄	12	4	15	3	11	17	4	17	8	12	16	14	12	4	7	9	5	3	6	4	10	7	3	203
		雌	6	4	9	5	6	5	9	5	7	6	6	3	9	6	6	9	8	7	2	4	8	7	4	141
		不明	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	3	0	0	1	0	0	0	10
		計	19	8	24	8	17	22	13	22	15	18	24	18	22	10	14	18	16	10	8	9	18	14	7	354
	計	雄	45	24	48	18	54	46	37	36	44	31	40	28	36	31	32	44	25	48	25	20	29	27	20	788
		雌	19	13	27	18	29	24	29	16	22	28	20	14	20	15	23	36	28	47	35	25	35	30	40	593
		不明	18	0	0	2	1	0	0	0	0	2	6	4	2	0	6	0	9	1	3	2	2	0	1	59
	小計		82	37	75	38	84	70	66	52	66	61	66	46	58	46	61	80	62	96	63	47	66	57	61	1,440
指定管理	北奥羽	雄																						1	12	13
		雌																						0	26	26
		不明																						0	0	0
		計																						1	38	39
緊急銃猟	北上山地	雄																							0	0
		雌																							3	3
		不明																							0	0
		計																							3	3
	北奥羽	雄																							1	1
		雌																							0	0
		不明																							0	0
		計																							1	1
	計	雄																							1	1
		雌																							3	3
		不明																							0	0
	小計																								4	4
全体	北上山地	雄	76	37	59	79	79	70	95	74	68	117	134	144	84	165	136	153	182	228	191	170	315	211	369	3,236
		雌	31	31	34	52	40	31	47	32	24	51	47	64	39	65	66	84	73	135	100	90	175	115	291	1,717
		不明	17	0	0	4	1	0	4	1	0	2	14	5	4	2	8	2	8	10	7	10	19	4	10	132
		計	124	68	93	135	120	101	146	107	92	170	195	213	127	232	210	239	263	373	298	270	509	330	670	5,085
	北奥羽	雄	28	27	24	80	31	39	35	66	49	102	59	98	28	107	79	62	98	125	108	91	230	83	321	1,970
		雌	12	13	11	47	17	16	19	35	17	56	19	43	22	50	44	26	47	54	51	44	139	36	261	1,079
		不明	4	0	0	17	2	2	10	5	11	22	5	22	5	2	5	7	18	3	4	14	20	1	23	202
		計	44	40	35	144	50	57	64	106	77	180	83	163	55	159	128	95	163	182	163	149	389	120	605	3,251
	計	雄	104	64	83	159	110	109	130	140	117	219	193	242	112	272	215	215	280	353	299	261	545	294	690	5,206
		雌	43	44	45	99	57	47	66	67	41	107	66	107	61	115	110	110	120	189	151	134	314	151	552	2,796
		不明	21	0	0	21	3	2	14	6	11	24	19	27	9	4	13	9	26	13	11	24	39	5	33	334
総計			168	108	128	279	170	158	210	213	169	350	278	376	182	391	338	334	426	555	461	419	898	450	1,275	8,336

図　２　年度別捕獲数及び出没件数



	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有害捕獲	79	133	34	71	61	58	92	72	118	40	47	53	32	58	60	58	35	14	56	41	34	73	50	142	101	86	71	53	241	86	88	144	161	103	289	201	314	114	328	267	243	352	440	385	372	820	370	1151
春季捕獲																																				11	16	10	17	10	11	12	19	13	16	12	22	21
狩猟	104	73	42	123	91	87	76	106	105	169	103	107	109	64	76	79	82	92	87	67	76	69	92	58	80	82	37	75	38	84	70	69	51	66	61	66	46	58	46	31	80	62	96	63	47	66	57	61
指定管理																																															1	38
緊急銃猟																																																4
出没件数																										287	296	257	578	338	351	290	528	1052	2369	1897	2221	1370	3070	2575	2612	2806	3316	2602	2179	5877	2883	9739

※出没件数については、平成 23 年 7 月分から調査方法を変更。
　○平成 23 年 6 月分まで：岩手県警察本部調べ（各派出所に寄せられた情報をもとに集計）
　○平成 23 年 7 月分以降：岩手県環境生活部自然保護課調べ（各市町村に寄せられた情報をもとに集計）

図　3　月別有害捕獲数

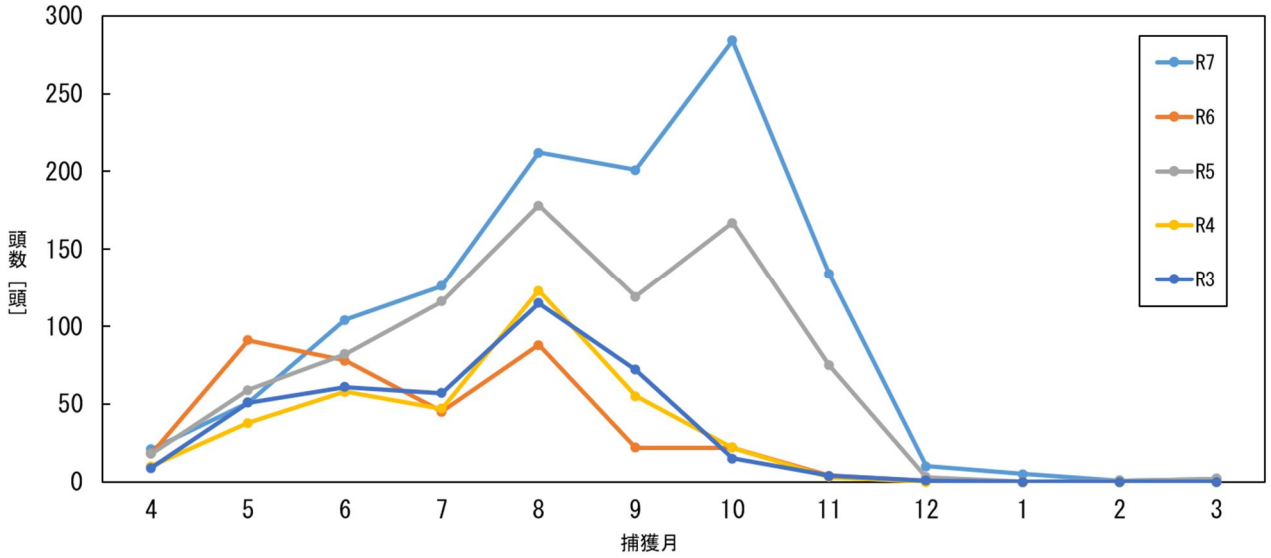


図　4　年度別人身被害発生件数

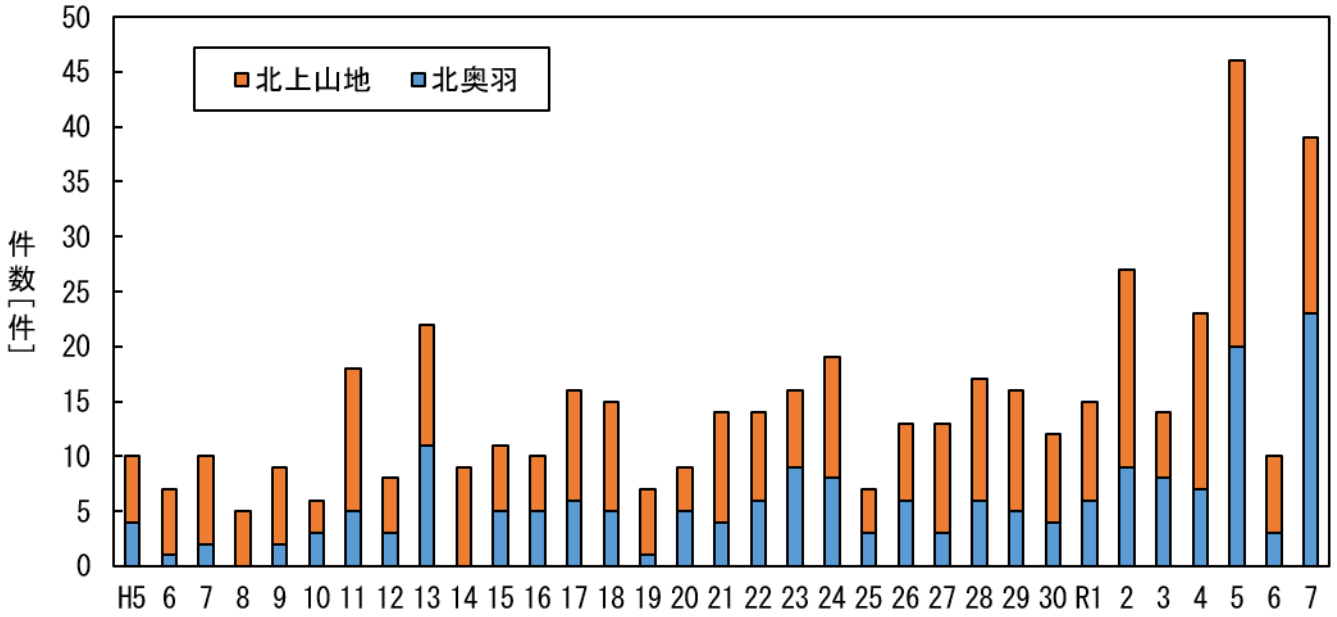


図　5　地域別人身被害発生割合

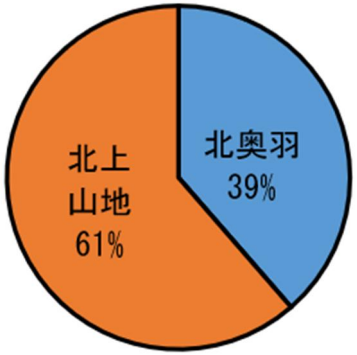


図　6　環境別人身被害発生割合

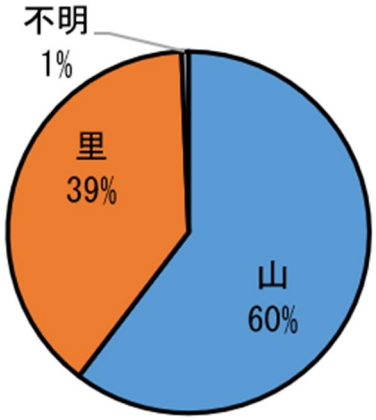


図　7　地域ごとの環境別人身被害発生割合

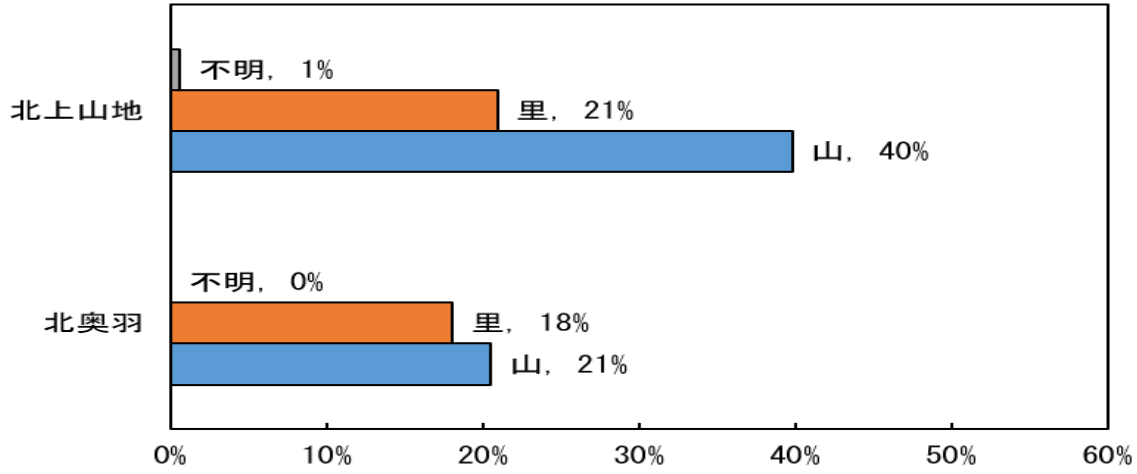


図　8　山での被害発生状況

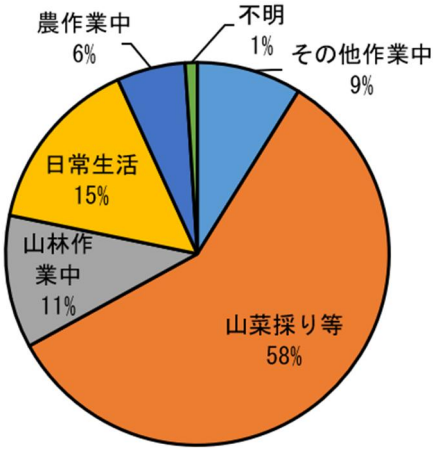


図　9　里での被害発生状況

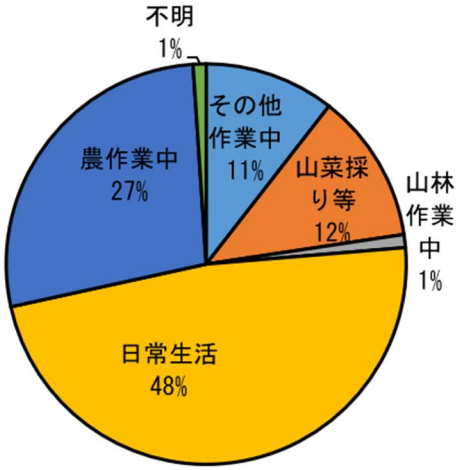


図　10　北奥羽地域における山での被害発生状況

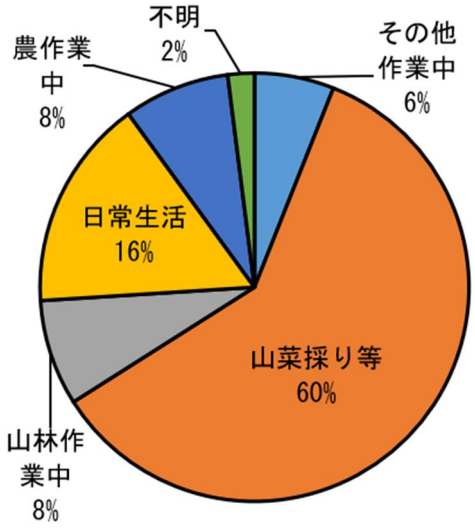


図　11　北奥羽地域における里での被害発生状況

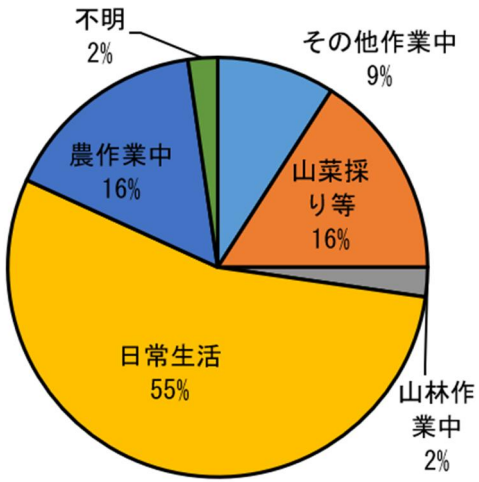


図 12　北上山地地域における山での被害発生状況

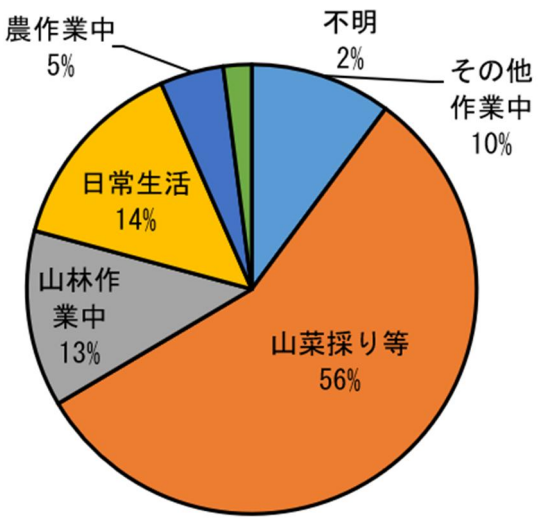


図 13　北上山地地域における里での被害発生状況

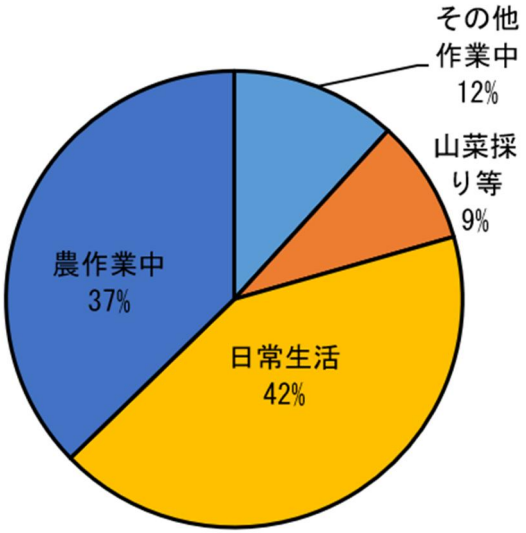


図 14　月別発生件数

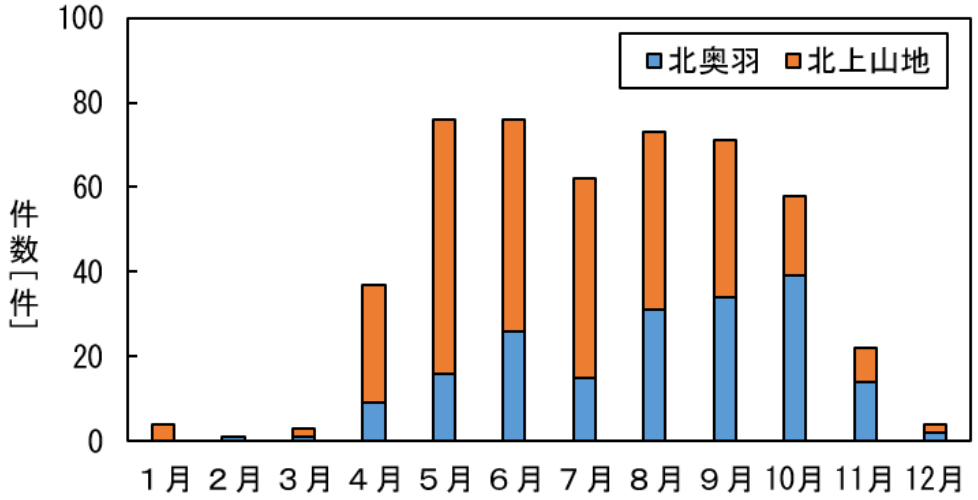


図 15　山での月別人身被害発生件数

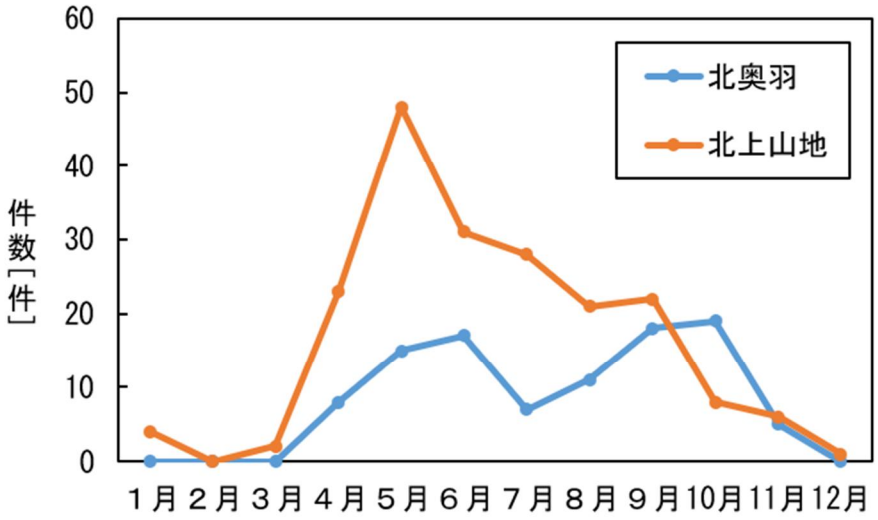


図 16　里での月別人身被害発生件数

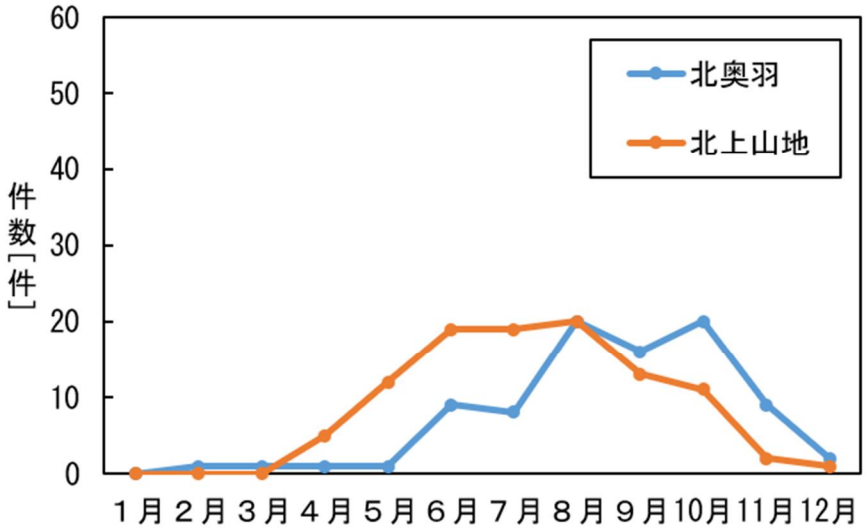


図 17　被害者の年齢と性別

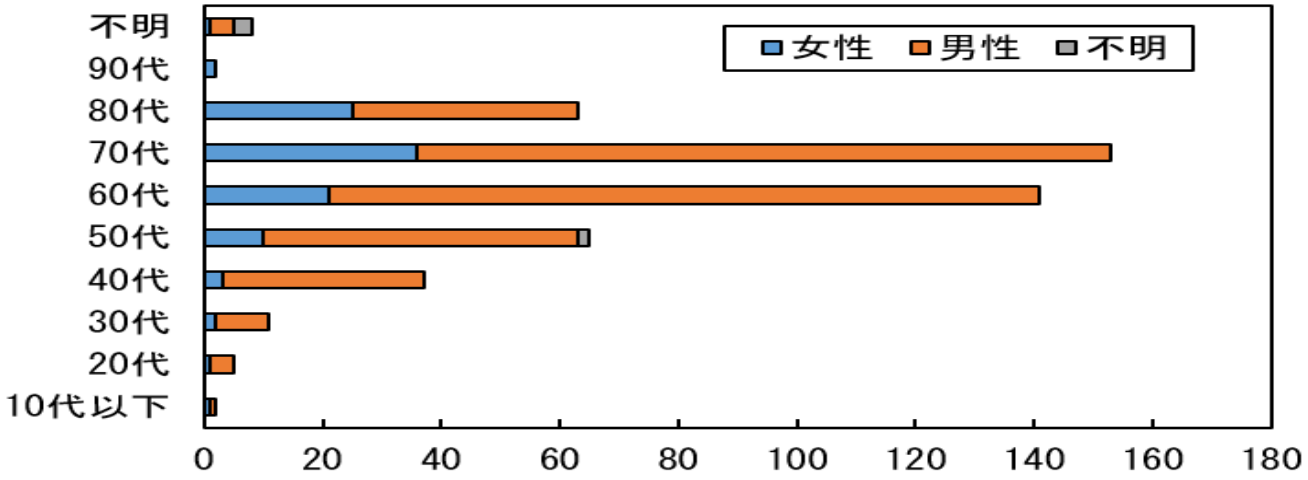


図 18　人身被害発生時間

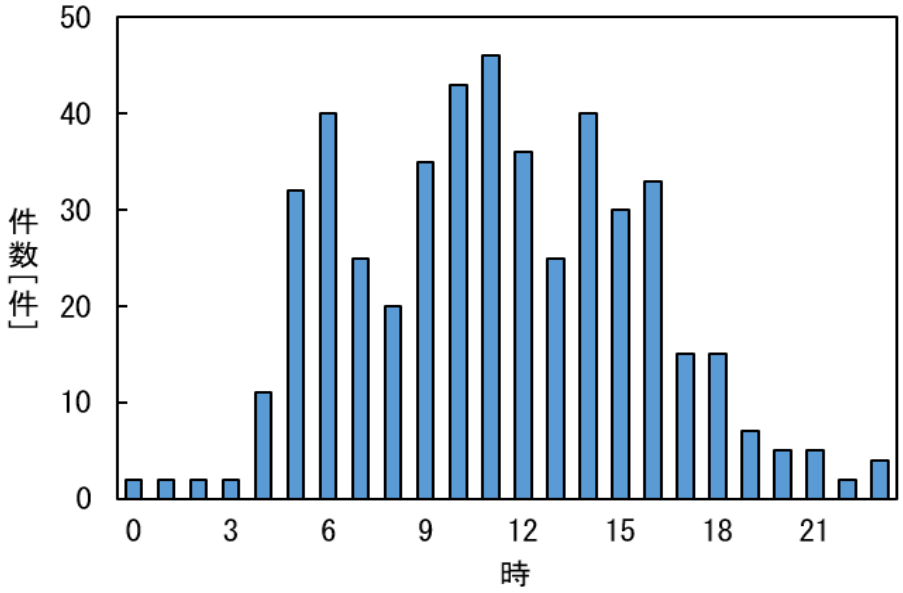


図 19　発生割合（山・里）

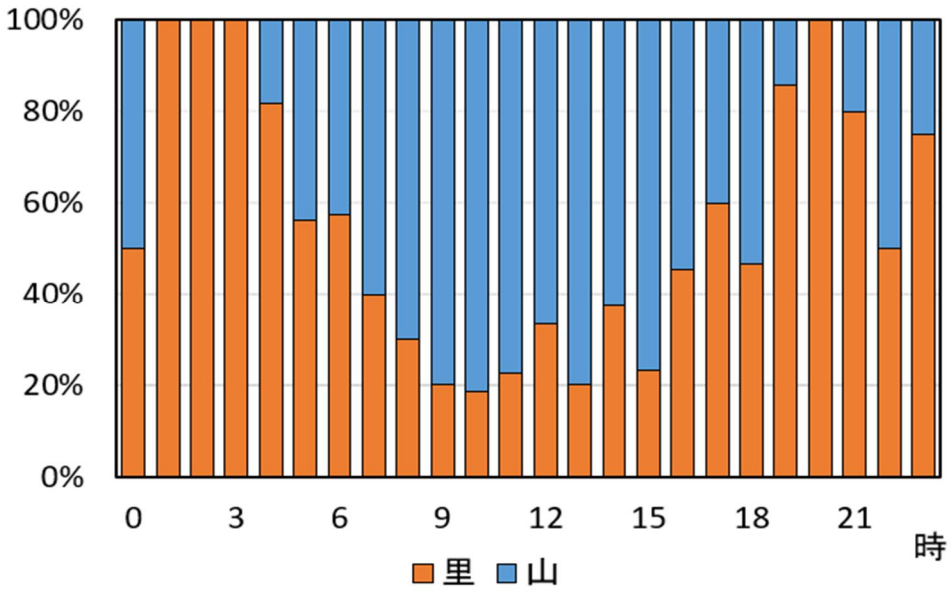


表 3　農業被害発生状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7※
被害面積(ha)	133	94	76	222	102	71	43	73	66	107	59	70	26	45	55	39	48	50	42	32	79	25	67
被害金額(万円)	1,925	1,908	671	4,617	2,315	4,830	4,391	3,980	4,738	7,287	5,466	5,031	2,477	3,467	4,232	4,206	4,427	4,805	4,100	3,314	9,966	3,296	8,100

※10 月時点

図 20　農業被害額の推移

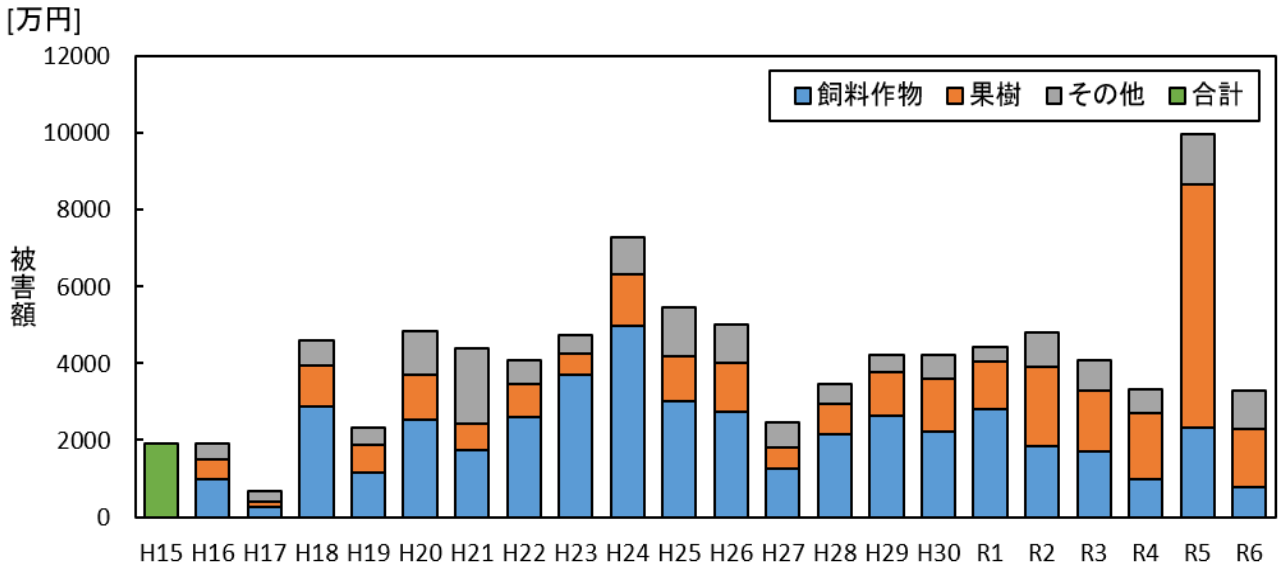


表 4　林木被害発生状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
区域面積（ha）	3.44	0	26.15	114.69	139.65	0	0	0	1.92	11.49	7.62	42.16	16.31	0	24.62	12.91
実損面積（ha）	0.51	0	0.15	0.65	0.73	0	0	0	0.87	0.52	0.05	0.44	0.03	0	4.8	0.73
被害金額（千円）	1,411	0	401	1,859	2,141	0	0	0	2,393	1,449	140	921	78	0	13,962	1,968

表　５　ブナ豊凶状況及び注意報等発表状況

	ブナ豊凶	有害捕獲（頭）	人身被害（件）	注意報等状況
H17	豊作	53	16	
H18	皆無	241	15	注意報発表
H19	凶作	86	7	
H20	凶作	88	9	
H21	凶作	144	14	
H22	皆無	161	14	
H23	凶作	103	16	
H24	皆無	289	19	
H25	豊作	201	7	
H26	凶作	314	13	注意報発表
H27	豊作	114	13	警戒情報発表※
H28	不作	328	17	注意報・警報発表
H29	不作	267	16	注意報発表
H30	並作	243	12	
R1	不作	352	15	注意報発表
R2	不作	440	27	注意報発表
R3	不作	385	14	注意報発表
R4	並作	356	23	注意報発表
R5	凶作	820	46	注意報・警報発表
R6	並作	450	10	注意報発表
R7	凶作	1,151	39	注意報・警報発表

※冬眠明けが早まることが予想されたことから発表したもの。

表 6　春季捕獲に係る捕獲・目撃等の状況

			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
八幡平市	捕獲数		6	12	8	12	5	6	8	12	6	10	5	16
	目撃数	成獣	2	6	7	12	3	5	3	4	3	3	6	13
		幼獣	0	1	2	5	1	1	0	0	0	0	0	3
	踏査距離（km）		53	35	35	54	98	95	180	114	76	76	96	135
西和賀町	捕獲数		5	4	2	5	5	5	4	7	7		7	5
	目撃数	成獣	5	12	6	18	25	5	1	7	13	9	8	7
		幼獣	2	0	1	9	3	0	10	2	4	0	1	0
	踏査距離（km）		109	97	66	268	284	73	63	43.5	91	89	27	31
雫石町	捕獲数													1
	目撃数	成獣												0
		幼獣												0
	踏査距離（km）													53
奥州市	捕獲数													0
	目撃数	成獣												0
		幼獣												0
	踏査距離（km）													6

図 21　春季捕獲地域の年間出没状況

